

No. 1352 (2026. 3.25)

## 憲法をめぐる動き【令和8年版】

はじめに

### I 国会の動き

- 1 憲法審査会の概要
- 2 憲法審査会設置までの経緯
- 3 憲法審査会の活動の経過

### II 政党の動き

- 1 憲法改正提言等
- 2 選挙公約等

### III 世論の動き

- 1 憲法改正の賛否の推移
- 2 近時の世論調査結果

キーワード：憲法、憲法審査会、憲法改正提言、世論

- 本稿では、主に近年における日本国憲法をめぐる動きを、①国会、②政党、③世論の3つの観点から概観する。
- 衆参各議院には常設の機関として憲法審査会が設置されている。令和7年には衆議院憲法審査会が14回、参議院憲法審査会が9回開催された。
- 政党による憲法改正提言等が公表されている。また、各党は、令和8年の衆議院議員総選挙における公約等の中で憲法に言及している。
- 報道機関による世論調査では、改正の賛否、議論の活発化、検討項目・改正項目、優先して取り組んでほしい政策課題等が調査事項として取り上げられている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 おおご あきふみ  
大湖 彬史

第1352号

## はじめに

日本国憲法（以下「憲法」）は、昭和21（1946）年に公布され、翌昭和22（1947）年に施行された。その後、改正されることなく、現在に至る。本稿では、主に近年における憲法をめぐる動きを、①国会、②政党、③世論の3つの観点から概観する。

## I 国会の動き

### 1 憲法審査会の概要

憲法審査会は、第167回国会（平成19（2007）年8月7日召集）から（衆参）各議院に設置されている常設の機関である。その前身の「憲法調査会」は、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ため、各議院に設置されていた。これに対し「憲法審査会」は、調査の対象に「日本国憲法に密接に関連する基本法制」を加えるとともに、こうした調査を行うほか、「憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」ため、各議院に設置されている（国会法（昭和22年法律第79号）第102条の6）。憲法審査会の委員（衆議院50人、参議院45人）は、各党派<sup>1</sup>の所属議員数の比率により、各党派に割り当てられている<sup>2</sup>。

### 2 憲法審査会設置までの経緯

かつて、憲法を調査する公的な機関として、憲法調査会法（昭和31年法律第140号）に基づき、内閣に、国会議員と有識者から成る憲法調査会が設置されていたことがあった。しかし、同調査会は憲法という国の最高法規を扱うという組織の性格及び任務に相応しい超党派的構成を得られないまま、昭和39（1964）年7月3日に報告書<sup>3</sup>を内閣に提出し、翌昭和40（1965）年6月3日に廃止された。その後、国際貢献の在り方と憲法の関わりが広く論議されるようになるなどの諸情勢の変化を反映して、国会に総合的な憲法調査機関を置くことを求める声が高まると、国会法の一部を改正する法律（平成11年法律第118号）により、平成12（2000）年1月20日、超党派的構成が達成される形で各議院に「憲法調査会」が設置された<sup>4</sup>。

衆議院憲法調査会は平成17（2005）年4月15日に、参議院憲法調査会は同月20日に、それぞれ報告書を各議院議長に提出した<sup>5</sup>。その後、これらの報告書の中で言及された憲法改正手続法（国民投票法制）について、議案の審査等を行うため、「日本国憲法に関する調査特別委員会」が同年9月22日に衆議院に、平成19（2007）年1月25日に参議院に設置された<sup>6</sup>。

これらの委員会での審査等を経て、同年5月14日に日本国憲法の改正手続に関する法律（平

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8（2026）年2月4日である。

<sup>1</sup> 党派とは、議院内で活動を共にしようとする議員の団体であり、多くは政党単位で、又は政党を中心として結成される（浅野一郎・河野久編著『新・国会事典 第3版』有斐閣、2014、pp.82-84）。

<sup>2</sup> 衆議院憲法審査会規程（平成21年6月11日議決）第2条及び第3条第2項並びに参議院憲法審査会規程（平成23年5月18日議決）第2条及び第3条第2項

<sup>3</sup> 『憲法調査会報告書』憲法調査会、1964。その後、内閣を通じて国会にも提出された。

<sup>4</sup> 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』2005.4、pp.3-4、8。<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf>>

<sup>5</sup> 衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』2005.4。<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf?File/houkoku.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf?File/houkoku.pdf)>; 同上; 第162回国会参議院憲法調査会会議録第7号 平成17年4月20日 p.5.

<sup>6</sup> 第163回国会衆議院会議録第2号 平成17年9月22日 p.4; 第166回国会参議院会議録第1号 平成19年1月25日 p.1.

成19年法律第51号。以下「憲法改正国民投票法」)が成立した(同月18日公布)。その後、第167回国会が召集された同年8月7日に、各議院に憲法審査会が設置された<sup>7</sup>。

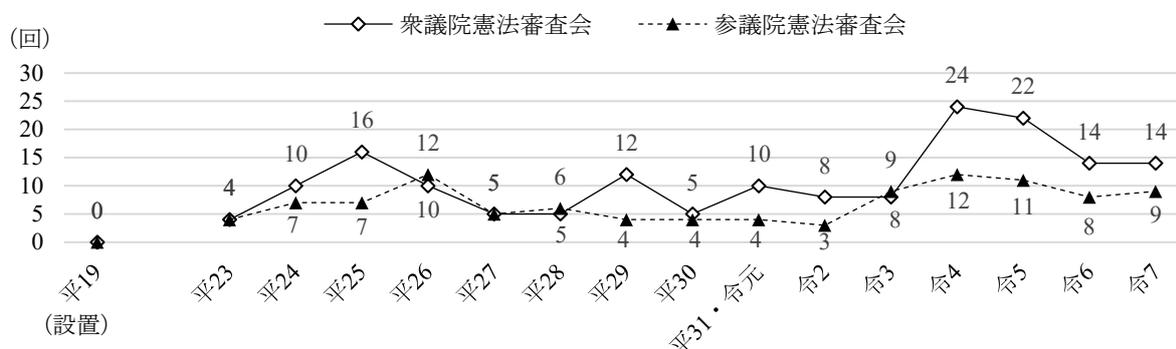
### 3 憲法審査会の活動の経過

#### (1) 開催までの経緯とこれまでの開催回数

憲法審査会は、平成19(2007)年8月7日に設置されたものの、同年の憲法改正国民投票法の採決をめぐる与党(自由民主党・公明党)と野党(民主党等)の対立等を背景として<sup>8</sup>、開催されない状況が続いた。憲法審査会の組織、運営等に関する事項を定める憲法審査会規程は、衆議院では平成21(2009)年6月11日に議決された。一方、野党が過半数を占めていた参議院では憲法審査会規程が議決されないまま、同年8月30日の衆議院議員総選挙による政権交代を迎えた。しかし、翌平成22(2010)年7月11日の参議院議員通常選挙で野党の自由民主党が議席を伸ばし、過半数割れした与党(民主党・国民新党)が譲歩を迫られたことから<sup>9</sup>、翌平成23(2011)年5月18日に参議院でも憲法審査会規程が議決され、設置から約4年後の同年10月、各議院で憲法審査会が開催された<sup>10</sup>。

以後は毎年憲法審査会が開催されており、令和7(2025)年は、衆議院憲法審査会が14回、参議院憲法審査会が9回それぞれ開催された(図1参照)。年間当たりの最多開催回数は、令和4(2022)年の衆議院憲法審査会のもので24回である。

図1 憲法審査会の開催回数(年別)



(注) 憲法審査会は、設置後約4年間開催されなかった。

(出典) 「会議日誌・会議資料」衆議院憲法審査会ウェブサイト <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm)>; 「審査会の経過」参議院憲法審査会ウェブサイト <<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/index.html>> を基に筆者作成。

#### (2) 議論のテーマ

これまで、憲法の各条項、国民投票法制等を対象に、様々なテーマに関する議論が行われてきた(表1参照。憲法改正国民投票法については、後述(3)参照)。

<sup>7</sup> 憲法改正国民投票法は国会法第102条の6を改正し、各議院に憲法審査会を設置することとした。憲法改正国民投票法附則第1条の規定により、その施行日は、憲法改正国民投票法の公布の日以後初めて召集される国会の召集の日とされた。

<sup>8</sup> 「憲法審査会 やっと始動」『読売新聞』2011.10.14; 「憲法審査会 衆参で始動へ」『朝日新聞』2011.10.19等。

<sup>9</sup> 同上; 「参院にも憲法審査会規程」『読売新聞』2011.5.18, 夕刊; 「議論開始 気配なし」『東京新聞』2011.5.19等。

<sup>10</sup> 会長は、衆議院憲法審査会においては、令和6(2024)年11月13日に、憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会時代も含め初めて野党(立憲民主党)から選出された。参議院憲法審査会においては、平成23(2011)年10月21日に当時の野党(自由民主党)から会長が選出されたほか、令和7(2025)年8月1日に野党(立憲民主党)から会長が選出された。

表1 憲法審査会における議論の主なテーマ（年別）

年 (国会回次)	開催回数と主なテーマ	
	衆議院憲法審査会	参議院憲法審査会
平成19年 …(注1)	設置	設置
平成23年 (179)	4回：衆議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会の経緯等	4回：参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等
平成24年 (180-182)	10回：憲法改正国民投票法に係る検討課題、日本国憲法の各条章の検証	7回：衆議院憲法調査会報告書及び憲法改正国民投票法附則における検討条項、東日本大震災と憲法
平成25年 (183-185)	16回：同上、海外派遣報告	7回：二院制、新しい人権
平成26年 (186-188)	10回：憲法改正国民投票法改正案（平成26年改正案 <sup>(注2)</sup> 、可決）、海外派遣報告、今後の憲法審査会で議論すべきこと	12回：憲法改正国民投票法改正案（同左、可決）、憲法に対する認識、憲法と参議院
平成27年 (189)	5回：今後の憲法審査会で議論すべきこと、憲法保障をめぐる諸問題	5回：海外派遣報告、憲法とは何か、参議院憲法審査会が取り組むべき課題、二院制
平成28年 (190-192)	5回：憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って、立憲主義、憲法改正の限界、違憲立法審査の在り方	6回：二院制、憲法に対する考え方
平成29年 (193-195)	12回：参政権の保障をめぐる諸問題、国と地方の在り方、新しい人権等、憲法第1章、海外派遣報告	4回：憲法に対する考え方
平成30年 (196-197)	5回：憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 <sup>(注3)</sup> ）	4回：憲法に対する考え方
平成31・ 令和元年 (198-200)	10回：憲法改正国民投票に係る有料広告の自主規制の検討状況、海外派遣報告	4回：— <sup>(注4)</sup>
令和2年 (201-203)	8回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 <sup>(注3)</sup> ）	3回：— <sup>(注4)</sup>
令和3年 (204-207)	8回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 <sup>(注3)</sup> 、可決）	9回：憲法に対する考え方、憲法改正国民投票法改正案（同左、可決）、日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸課題
令和4年 (208-210)	24回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（令和4年改正案 <sup>(注5)</sup> ）	12回：憲法に対する考え方
令和5年 (211-212)	22回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、海外派遣報告	11回：憲法に対する考え方
令和6年 (213-216)	14回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、今後の憲法審査会の議論の進め方	8回：憲法に対する考え方
令和7年 (217-219)	14回：国会機能の維持、憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、海外派遣報告	9回：憲法に対する考え方

(注1) 憲法審査会は、平成19（2007）年8月7日に設置されたものの、設置後約4年間開催されなかった。

(注2) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第14号）

(注3) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆法第42号）

(注4) 請願審査、会長・幹事の選任等が行われた。

(注5) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第208回国会衆法第34号）

(出典) 衆議院憲法審査会事務局『衆議院憲法審査会 関係資料集 令和7年版』<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/r7\\_shiryosyu.pdf/\\$File/r7\\_shiryosyu.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/r7_shiryosyu.pdf/$File/r7_shiryosyu.pdf)>; 「会議日誌・会議資料」衆議院憲法審査会ウェブサイト <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm)>; 「審査会の経過」参議院憲法審査会ウェブサイト <<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/index.html>> を基に筆者作成。

令和7（2025）年の衆議院憲法審査会で取り上げられたテーマは、国会機能の維持、憲法改正国民投票法<sup>11</sup>等である。また、衆議院の5会派<sup>12</sup>は、同年6月12日の憲法審査会幹事会<sup>13</sup>に

<sup>11</sup> 特にフェイクニュース対策について、5月22日の審査会において参考人（鳥海不二夫東京大学大学院工学系研究科教授及び平和博桜美林大学リベラルアーツ学群教授）から意見を聴取し、質疑応答を行った。

<sup>12</sup> 自由民主党・無所属の会、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び有志の会。

<sup>13</sup> 憲法審査会の幹事会は、委員会の理事会に相当する。浅野・河野編著 前掲注(1), pp.54-55によれば、理事会は、委員会の運営に関する事項について決定するために、諸般の状況を踏まえて、委員会の開会直前に開催されることが多いとされる。

において、選挙困難事態における国会機能維持条項の骨子案と検討課題を示した<sup>14</sup>。同年の参議院憲法審査会で取り上げられたテーマは、参議院の緊急集会、災害時等の選挙制度<sup>15</sup>、憲法改正国民投票法<sup>16</sup>等である。

### (3) 憲法改正国民投票法の一部改正等

憲法改正国民投票法は、平成26(2014)年及び令和3(2021)年に実質的な内容に関わる改正が行われている(いずれも議員提出法案によるもの)。このほか、令和4(2022)年4月27日に憲法改正国民投票法の改正案が衆議院に提出され、衆議院憲法審査会に付託されたが、令和6(2024)年10月9日の衆議院解散により審査未了(いわゆる廃案)となった。

これらの法改正及び改正案の内容、経過等を次に述べる(図2も参照)。

#### (i) 第1次改正(平成26年)

この改正は、憲法改正国民投票法の附則に定められた3つの検討課題(いわゆる「3つの宿題」)①選挙権年齢等の18歳への引下げ<sup>17</sup>、②公務員の政治的行為の制限に係る法整備及び③国民投票の対象拡大についての検討)に、一応の解決策を講じたものである<sup>18</sup>。

平成26(2014)年4月8日に衆議院に提出された改正案(第186回国会衆法第14号)<sup>19</sup>が同年6月13日に参議院で可決されて成立した(同月20日公布。平成26年法律第75号)。

#### (ii) 第2次改正(令和3年)

この改正は、平成28(2016)年に公職選挙法(昭和25年法律第100号)が複数回改正され投票環境向上のための法整備が行われたことに倣い、憲法改正国民投票法において同様の法整備を7項目<sup>20</sup>にわたって行ったものである。

改正案(第196回国会衆法第42号)<sup>21</sup>は平成30(2018)年6月27日に衆議院に提出された。その後、複数会期にわたり審査が行われなかった<sup>22</sup>が、与野党間の協議を経て第203回国会(令和2(2020)年11月)から本格的な審査が始まった。審査は第204回国会(令和3(2021)年常

<sup>14</sup> 第217回国会衆議院憲法審査会議録第9号 令和7年6月12日 p.1. 令和6(2024)年6月13日に、衆議院憲法審査会において示された5会派の共通認識を整理した骨格メモよりも、条文形式に近いものであるとされている。なお、骨子案等の審査会での配付は認められなかった。

<sup>15</sup> 5月7日の審査会において政府参考人(総務省自治行政局選挙部長)から説明を聴取し、及び参考人(大泉淳一一般社団法人選挙制度実務研究会会長及び小島勇人一般社団法人選挙制度実務研究会理事長・総務省管理執行アドバイザー)からの意見を聴取し、質疑応答を行った。

<sup>16</sup> 6月4日の審査会において参考人(山本健人北九州市立大学法学部准教授、古田大輔日本ファクトチェックセンター編集長及び工藤郁子大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授)から意見を聴取し、質疑応答を行った。

<sup>17</sup> 制定当時の憲法改正国民投票法は、投票権年齢(国民投票の投票権を有する者の年齢)を18歳としつつ、選挙権年齢等の18歳への引下げ(当時、選挙権年齢等は20歳)に係る法制上の措置が講じられてから引下げが実現するまでの間、投票権年齢を一時的に20歳とする規定を設けていた。しかし、当該措置が講じられなかったために、投票権年齢の解釈に疑義が生じていた(橋幸信・氏家正喜「法令解説 憲法改正国民投票が実施可能な土俵の整備—選挙権年齢等の一八歳への引下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備等—」『時の法令』1962号, 2014.9.30, pp.4-5, 8)。

<sup>18</sup> 同上, p.4.

<sup>19</sup> 提出会派は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党及び生活の党。

<sup>20</sup> 共通投票所制度の創設、洋上投票の対象の拡大等。

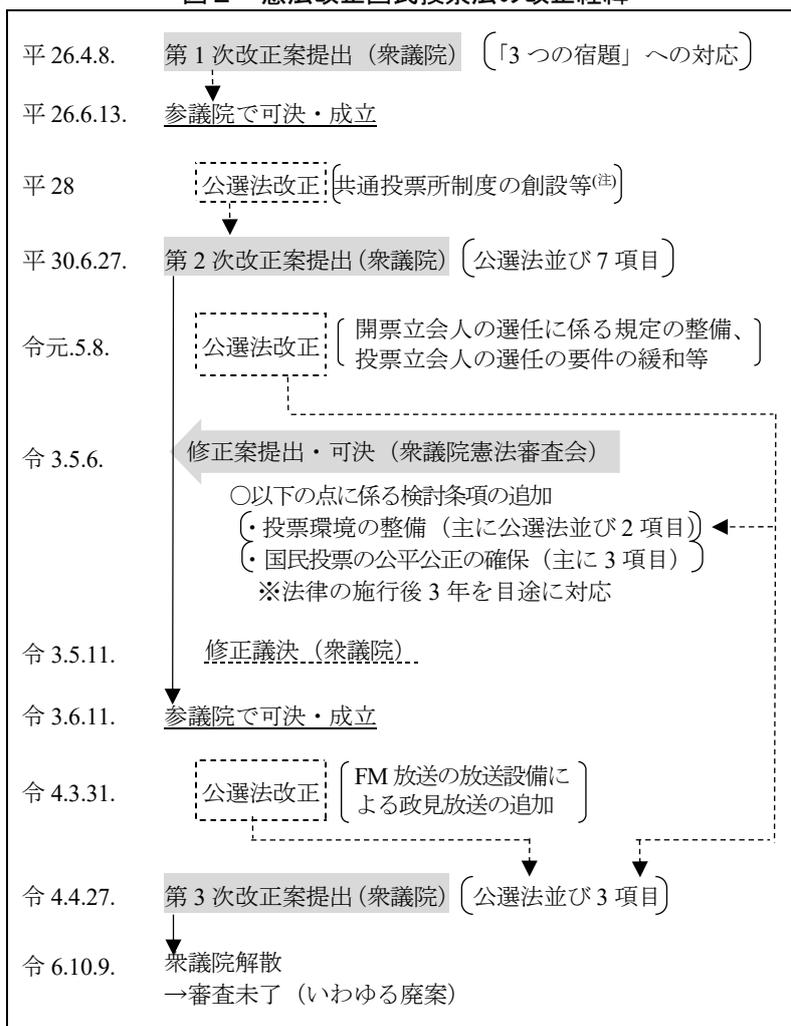
<sup>21</sup> 提出会派は、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党。

<sup>22</sup> 理由の1つとして、改正案の質疑や採決と国民投票運動における広告放送規制等に関する議論(後述する検討条項のうち②に関わる部分)をどのような順番でどのように行っていくかについて協議が調わなかったことが挙げられている(中西絵梨「法令解説 投票環境向上のための憲法改正国民投票法改正」『時の法令』2131号, 2021.10.15, p.15)。

会)に持ち越され、最終的には、同年5月に衆議院で修正議決(検討条項を追加)された改正案が同年6月11日に参議院で可決されて成立した(同月18日公布。令和3年法律第76号)。

検討条項(附則第4条)により、国は、施行(令和3(2021)年9月18日)後3年を目途に①投票環境の整備のための事項(主に2項目)<sup>23</sup>及び②国民投票の公平公正を確保するための事項(主に3項目)<sup>24</sup>について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとされた。その理由として、修正案の提出者は、令和元(2019)年にも投票環境に係る公職選挙法の改正が行われた<sup>25</sup>ことや、CM(広告放送)や運動資金の規制のような積み残しの課題についても早急に具体的な検討を開始し、一定の結論を得る必要があることを挙げた<sup>26</sup>。

図2 憲法改正国民投票法の改正経緯



(凡例)「憲法改正国民投票法」とは、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)をいう。「公選法」とは公職選挙法(昭和25年法律第100号)をいう。「公選法並び」とは、投票環境向上等のための公職選挙法改正を受けてこれと同様の改正を憲法改正国民投票法についても行おうとするものである。  
 (注)平成28年の公職選挙法改正は複数回にわたって行われた。  
 (出典)法案の概要・要綱、審議経過等を基に筆者作成。

(iii) 第3次改正案(令和4年提出)

令和4(2022)年4月27日に衆議院に提出された第3次改正案(第208回国会衆法第34号)<sup>27</sup>は、第2次改正の検討条項に掲げられた投票環境の整備に係る2項目((ii)参照)に加え、同年の公職選挙法の改正<sup>28</sup>によって措置された事項(FM放送の放送設備による政見放送の追加)についても、憲法改正国民投票法において同様の法整備を行おうとするものである。

第3次改正案は同月28日に衆議院憲法審査会に付託されたが、本格的な審査が行われない

<sup>23</sup> ①開票立会人の選任に係る規定の整備、②投票立会人の選任の要件の緩和、③その他必要な事項。  
<sup>24</sup> ①国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、②国民投票運動等の資金に係る規制、③国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策、④その他必要な事項。  
<sup>25</sup> 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)第3条  
<sup>26</sup> 第204回国会衆議院憲法審査会議録第3号 令和3年5月6日 pp.5-6。  
<sup>27</sup> 提出党派は、自由民主党、日本維新の会、公明党及び有志の会。  
<sup>28</sup> 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和4年法律第16号)第2条

まま、令和6(2024)年10月9日の衆議院解散により審査未了(いわゆる廃案)となった。

## II 政党の動き

### 1 憲法改正提言等

政党による主な憲法改正提言等をおおむね公表順に示すと、次のとおりである。なお、平成27(2015)年以降に公表され<sup>29</sup>、かつ、現存する政党によるものに限った。

#### (1) 日本維新の会

おおさか維新の会(当時)は、平成28(2016)年3月26日に、①教育無償化、②統治機構改革(地域主権関係)及び③憲法裁判所の設置の3項目を主な内容とする「おおさか維新の会 憲法改正原案<sup>30</sup>」を公表した<sup>31</sup>。同党は同年8月23日に日本維新の会に名称変更し、現在、上記3項目に④自衛隊明記及び⑤緊急事態条項を加えて(いずれも令和4(2022)年追加)、「日本維新の会 憲法改正原案」を公表している<sup>32</sup>(緊急事態対応については後述(6)及び第I章第3節(2)も参照)。

また、同党は、令和7(2025)年9月18日に「21世紀の国防構想と憲法改正」を公表した。この提言では、安全保障環境の変化等に鑑みて集団的自衛権行使の全面容認が必要不可欠であるとした上で、そのために①憲法第9条2項の削除、②自衛権の明記、③国防軍及び軍人の地位の明記、④文民統制の明記及び⑤軍事裁判所の明記に関する憲法改正を行うとされている<sup>33</sup>。

#### (2) 自由民主党

自由民主党憲法改正推進本部(当時)は、平成30(2018)年3月25日の党大会を前に、おおむね次の①～④のような4項目の条文イメージ(たたき台素案)を取りまとめた<sup>34</sup>。また、令和6(2024)年9月2日に、同党憲法改正実現本部は論点整理を取りまとめ、自衛隊明記(①)と緊急政令(②)について、条文イメージ(たたき台素案)の枠組みを前提とすることが確認された<sup>35</sup>。

<sup>29</sup> 平成26(2014)年以前については、諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』474号, 2005.3.18. <<https://doi.org/10.11501/998435>>; 同「主な日本国憲法改正試案及び提言—平成17(2005)年3月～11月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』537号, 2006.4.24. <<https://doi.org/10.11501/1000652>>; 鈴木尊紘「最近の主な日本国憲法改正提言—平成17年12月～平成24年12月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』774号, 2013.3.14. <<https://doi.org/10.11501/8091643>>; 元尾竜一「最近の主な日本国憲法改正提言—平成25年1月～平成26年12月及び補遺—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』856号, 2015.3.23. <<https://doi.org/10.11501/9107655>> を参照。

<sup>30</sup> 「おおさか維新の会 憲法改正原案」2016.3.24. おおさか維新の会ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9920328/o-ishin.jp/news/2016/images/b27d4af85126e07d028621ff69f02a184ece31d5.pdf>>

<sup>31</sup> 「「おおさか維新の会」 憲法改正原案公開のお知らせ」2016.3.26. おおさか維新の会ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9920328/o-ishin.jp/news/2016/03/26/223.html>>

<sup>32</sup> 「日本維新の会 憲法改正原案」日本維新の会ウェブサイト <<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>>

<sup>33</sup> 日本維新の会憲法改正調査会・安全保障調査会「提言 21世紀の国防構想と憲法改正」2025.9.18, pp.13, 17-21. 日本維新の会ウェブサイト <<https://o-ishin.jp/news/2025/images/ffb6c1d44a679a512165021651f6f62f12d52755.pdf>>

<sup>34</sup> 自由民主党憲法改正推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」2018.3.26. <[https://storage.jimin.jp/pdf/constitution/news/20180326\\_01.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/constitution/news/20180326_01.pdf)> ①は、こうした案を基本とすべきとの意見が大勢を占めたとされ、「9条1項・2項維持論に関するその他の意見」と「9条2項削除論」が付記された。②は、こうした案が考えられるとされ、「その他の意見」が付記された。③④は、こうした案で合意が得られているとされた。

<sup>35</sup> 「自衛隊明記と緊急政令に関する論点を整理 憲法改正実現本部が取りまとめ」2024.9.5. 自由民主党ウェブサイト <<https://www.jimin.jp/news/information/208976.html>> 条文イメージ(たたき台素案)に関連して、新たな意見や解釈等を述べている部分がある。後掲注(36)～注(38)参照。



性を示し、幾つかの論点については条文イメージ等も示した<sup>44</sup>。

また、同調査会は、令和4（2022）年12月14日に、緊急事態対応に関する条文イメージ（たたき台素案）を了承した<sup>45</sup>（緊急事態対応については後述（6）及び第I章第3節（2）も参照）。

## （5）参政党

参政党は、国民自身が主体となって憲法を一から創り直す「創憲」を提唱し、令和7（2025）年5月17日に前文、国歌（君が代）及び7章（天皇、国家、国民の生活、国まもり、統治組織、財政及び重大事項）33条から成る「新日本憲法（構想案）」<sup>46</sup>を発表した<sup>47</sup>。

同党の政策カタログによれば、現行の憲法は、連合国軍の占領期間中に外国の指示や草案に基づいて作られたものであり、日本人の自由な意思や歴史観によるものではないとする。また、「創憲」は、日本人自らが自国の国家アイデンティティを確認し、国をまもり、日本の国柄を未来へと継承していくために行うとしている<sup>48</sup>。

## （6）複数の政党が共同で行った提言等

日本維新の会、国民民主党及び有志の会は、令和5（2023）年3月30日に、国会議員の任期延長に係る条文案及びその概要を公表した。緊急事態が発生し、国政選挙の適正な実施が70日を超えて困難であることが明らかとなるときは、各議院の出席議員の3分の2以上の多数による議決により、国会議員の任期延長を認めること等を内容とする<sup>49</sup>。

その後、この2党と1同会派は、同年6月19日に、前述の任期延長を含めた緊急事態条項についても、条文イメージ及びその概要を公表した<sup>50</sup>。緊急事態に対処するため国会機能を維持する特別の必要があるときは、国会の閉会及び衆議院解散並びに憲法改正を禁止するとした<sup>51</sup>。

また、自由民主党と日本維新の会は、令和7（2025）年10月20日付で「連立政権合意書」を交わした。日本維新の会が公表した「21世紀の国防構想と憲法改正」（本節（1）参照）を踏まえて、①同年の臨時会中に憲法第9条の改正に関する両党の条文起草協議会を設置すること、②同年の臨時会中に緊急事態条項（国会機能維持及び緊急政令）についての両党の条文起草協議会を設置し、令和8（2026）年度中の条文案の国会提出を目指すこと等が定められている<sup>52</sup>。

<sup>44</sup> 国民民主党憲法調査会「憲法改正に向けた論点整理—新時代の人権保障と統治機構の再構築を通じて憲法の規範力を高めるために—」2020.12.4. <<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2020/12/a496a30ca55082bede1b85480540c5f4.pdf>>

<sup>45</sup> 「緊急事態条項の条文イメージ（たたき台素案）」<<https://drive.google.com/file/d/1lkQduARRb36wCqx79mYQdOd6FwxTFsJ4/view>>; 「玉木雄一郎ブログ 権限統制のための緊急事態条項の憲法条文案をとりまとめました」2022.12.14. 選挙ドットコムウェブサイト <<https://go2senkyo.com/seijika/123936/posts/499077>>

<sup>46</sup> 「参政党が創る 新日本憲法（構想案）」参政党ウェブサイト <[https://sanseito.jp/new\\_japanese\\_constitution/](https://sanseito.jp/new_japanese_constitution/)>

<sup>47</sup> 「参院選2025 党員が育てる参政党 地上戦徹底 憲法案にも参画」『毎日新聞』（大阪本社版）2025.7.17.

<sup>48</sup> 「Political Measures 政策」参政党ウェブサイト <[https://sanseito.jp/political\\_measures\\_2026/specific\\_policies/](https://sanseito.jp/political_measures_2026/specific_policies/)>

<sup>49</sup> 「緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要・条文原案」国民民主党ウェブサイト <<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2023/03/49baa5468cdf5f5ea9334155735a8d8e.pdf>>

<sup>50</sup> 「緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持）概要」日本維新の会ウェブサイト <<https://o-ishin.jp/news/2023/images/b7c875f141003eb3d733f1060ff3fb7935a93c20.pdf>>; 「緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持）憲法改正原案（イメージ）」同 <<https://o-ishin.jp/news/2023/images/5ee91cf662b14f43e77fad3460b5039666194bf.pdf>>

<sup>51</sup> このほか、平時からの措置として、臨時会召集期限及び人権制限の限界の明記等が定められている。なお、憲法裁判所の関与、緊急政令等については検討事項とされた（「緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持）概要」同上）。

<sup>52</sup> 「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」2025.10.20, p.4. 自由民主党ウェブサイト <<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211626.pdf>> このほか、③可及的速やかに衆参の憲法審査会に条文起草委員会を常設すること及び④憲法改正の発議のために整備が必要な制度（国民投票広報協議会、CM・ネット規制等）について制度設計を行うことが定められている。

## 2 選挙公約等

直近の国政選挙である第51回衆議院議員総選挙（令和8（2026）年2月8日執行）における各党の憲法に係る主な公約等は、表2のとおりである。

表2 第51回衆議院議員総選挙（令和8年執行）における各党の憲法に係る主な公約等

自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『現行憲法の自主的改正』は立党以来の党是…（中略）…憲法は国の基本法であり、時代や社会の変化に応じて改正していく必要があります。わが党は憲法改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を提示」</li> <li>・「憲法審査会に条文起草に関する委員会等を設置し…（中略）…日本国憲法の改正を早期に実現」</li> </ul>
中道改革連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平和安全法制が定める存立危機事態における自国防衛のための自衛権行使は合憲」</li> <li>・「立憲主義、憲法の基本原理を堅持した上で、国民の権利保障、自衛隊の憲法上の位置付けなどの国会での議論を踏まえ、責任ある憲法改正論議を深化」</li> <li>・「『解散権』を明確化し、国民置き去りの衆議院解散に歯止めをかけます。」</li> </ul>
日本維新の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わが党が公表している憲法改正原案3項目である『教育の無償化』『統治機構改革』『憲法裁判所の設置』に加えて、『憲法第9条の改正』『緊急事態条項の創設』の実現を目指します。」</li> <li>・「現実的な国民投票の実施に向けて、可及的速やかに衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設し、与野党の合意しやすい項目に絞り込むための議論をリードします。」</li> </ul>
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「憲法の規範力を高めるための議論を進めます。」</li> <li>・議論・検討する項目として、「データ基本権」「同性婚の保障」「子どもの権利保障」「首相の解散権の制限」「臨時国会の召集期限の明文化」「憲法裁判所の設置」「緊急時における行政府の権限を統制するための緊急事態条項」「憲法9条」等を挙げた。</li> </ul>
参政党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本人自らが自国の国家アイデンティティを確認し、国をまもり、日本の国柄を未来へと継承していくために、国民自らが憲法を創る『創憲』に向けた国民運動を推進。」</li> <li>・「『感染症のまん延』が含まれる緊急事態条項には反対…（中略）…法律の制定や運用により緊急事態に即応できる体制を強化する仕組を構築…（中略）…参議院の緊急集会の運用拡大」</li> </ul>
チームみらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『国民主権』『基本的人権の尊重』『平和主義』を堅持する」「時代の変化に合わせて改正も視野に内容の検討を行う」</li> <li>・「閣内閣外での議論を促進し、憲法改正の議論を加速させる」「憲法63条の『出席』を『物理・遠隔を問わず議長が確認可能な双方向接続』等と解釈できないかなど関係者との間で適切に議論を進めます。」</li> </ul>
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「集団的自衛権を容認し、米軍とともに戦争する国づくりをすすめる、憲法違反の戦争法＝安保法制を廃止します…（中略）…日本共産党は、高市政権とそれに迎合する勢力に正面から対決して、『憲法を真ん中にすえた確かな共同』をよびかけ、共同の力で、日本国憲法を壊す戦争への道、極右・排外主義の流れに立ち向かおうと力をつくしています。」</li> </ul>
減税日本・ ゆうこく連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「言論と人権の砦：国民の知る権利を保障し、報道・言論の自由を死守します。差別や抑圧を排し、誰もが尊厳を持って生きられる温かい社会を築きます。」</li> <li>・「緊急事態条項に反対…（中略）…他党の提案によるそれは、国民のもつ自由（表現の自由など）が大きく制限され、政権の運用によっては却って国民のいのちを守らない政策となる恐れがある」</li> </ul>
れいわ新選組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「憲法違反の緊急事態条項の新設のための改憲発議は、国会内外での取り組みを徹底して、阻止する」</li> <li>・「改憲ではなく、現行憲法を活かして、必要な法や制度の整備を行う」</li> <li>・「日本国憲法第25条で定める…（中略）…生存権を守るため、積極財政で第25条第2項の『社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める』を実践する」</li> </ul>

（凡例）表に掲げた政党は、第51回衆議院議員総選挙（令和8（2026）年2月8日執行）で議席を得たものである。各党の配列は、獲得議席の多い順（同数の場合は五十音順）である。

（出典）自由民主党「自民党 令和8年 政権公約」pp.45-46. <[https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202601\\_manifest.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202601_manifest.pdf)>; 「2026 衆院選主要政策 第4の柱 現実的な外交・防衛政策と憲法改正議論の深化」中道改革連合ウェブサイト <<https://craj.jp/election2026/policies/diplomacy/>>; 「2026 衆院選主要政策 第5の柱 不断の政治改革と選挙制度改革」同 <<https://craj.jp/election2026/policies/reform/>>; 日本維新の会「維新八策2026 個別政策集」pp.24-25. <<https://o-ishin.jp/coalition2025/img/index/ishin8saku2026.pdf>>; 国民民主党「政策パンフレット2026」p.38. <<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2026/01/e53ffc0f09933137368d2cdc6d37b34c.pdf>>; 「Political Measures 政策」参政党ウェブサイト <[https://sanseito.jp/political\\_measures\\_2026/specific\\_policies/](https://sanseito.jp/political_measures_2026/specific_policies/)>; 「政策マニフェスト2026」チームみらいウェブサイト <<https://policy.team-mir.ai/policies/>>; 「2026 総選挙政策アピール 重点政策」日本共産党ウェブサイト <[https://www.jcp.or.jp/web\\_policy/16323.html](https://www.jcp.or.jp/web_policy/16323.html)>; 「ゆうこく連合2026 解散総選挙特集」ゆうこく連合ウェブサイト（Internet Archiveにより保存されたページ）<<https://web.archive.org/web/20260204181204/https://yukoku.org/>>; 「5.1 緊急事態条項は危険！ 今ある憲法を守るのが先だ」れいわ新選組衆院選2026ウェブサイト <<https://shu51.reiwa-shinsengumi.com/archives/manifest/manifesttheme-05>> を基に筆者作成。

### Ⅲ 世論の動き

#### 1 憲法改正の賛否の推移

境家史郎東京大学大学院教授は、戦後の大まかな推移として、以下の点を指摘している<sup>53</sup>。

- ①主権回復(昭和27(1952)年4月)前後の時期には、憲法改正に賛成する有権者が多かった。
- ②高度成長期に入ると、相対的に安定した国際環境と成長社会の中で、憲法をこのまま維持してもよいと考える有権者が増加した<sup>54</sup>。
- ③冷戦終結後の1990年代から2000年代初めには、湾岸戦争を契機とする自衛隊の海外派遣や、バブル崩壊等の経済的・社会的な危機下における統治機構改革の動きの中で、憲法改正に賛成する有権者が増加した。
- ④2000年代には、自衛隊のイラク派遣等により憲法第9条の問題が争点として重要性を増したことから、護憲論が高まりを見せた。
- ⑤近年においては、何らかの点<sup>55</sup>で憲法改正が必要と考える有権者が、そうでないと考える有権者とほとんど同じ程度に存在している。

参考として、朝日新聞社と読売新聞社の世論調査の結果を基に、憲法改正の賛否の1950年代以降の推移を図3に示す。

なお、このような世論調査の結果の解釈に当たっては、次のような点に留意する必要があるとの指摘がある。

- ①時期により調査手法や質問文が異なるため単純に比較はできない<sup>56</sup>。
- ②憲法改正の賛否を問う世論調査は戦後早くから行われてきたが、その目的は当初、占領下で制定された憲法全体の正統性をどう評価するか、あるいは、全面改憲論に賛成かを問うことにあり、今日とは質問の意図が異なると考えられる<sup>57</sup>。
- ③「憲法改正に賛成か」という質問が「憲法をどこか一か所でも変えるべきか」を問うものとして理解されている今日では、その調査結果の解釈は極めて困難になっている<sup>58</sup>。

<sup>53</sup> 境家史郎『憲法と世論—戦後日本人は憲法とどう向き合ってきたのか—』(筑摩選書0150)筑摩書房, 2017, pp.290-294.

<sup>54</sup> ただし、改憲派が減少したわけではなく、外交・安全保障政策と憲法第9条の整合性の観点から、自衛権や自衛隊の位置付けを明確化するための改憲は認めるという意見は珍しくなかったとされる(同上, pp.115-116, 222-225, 291)。

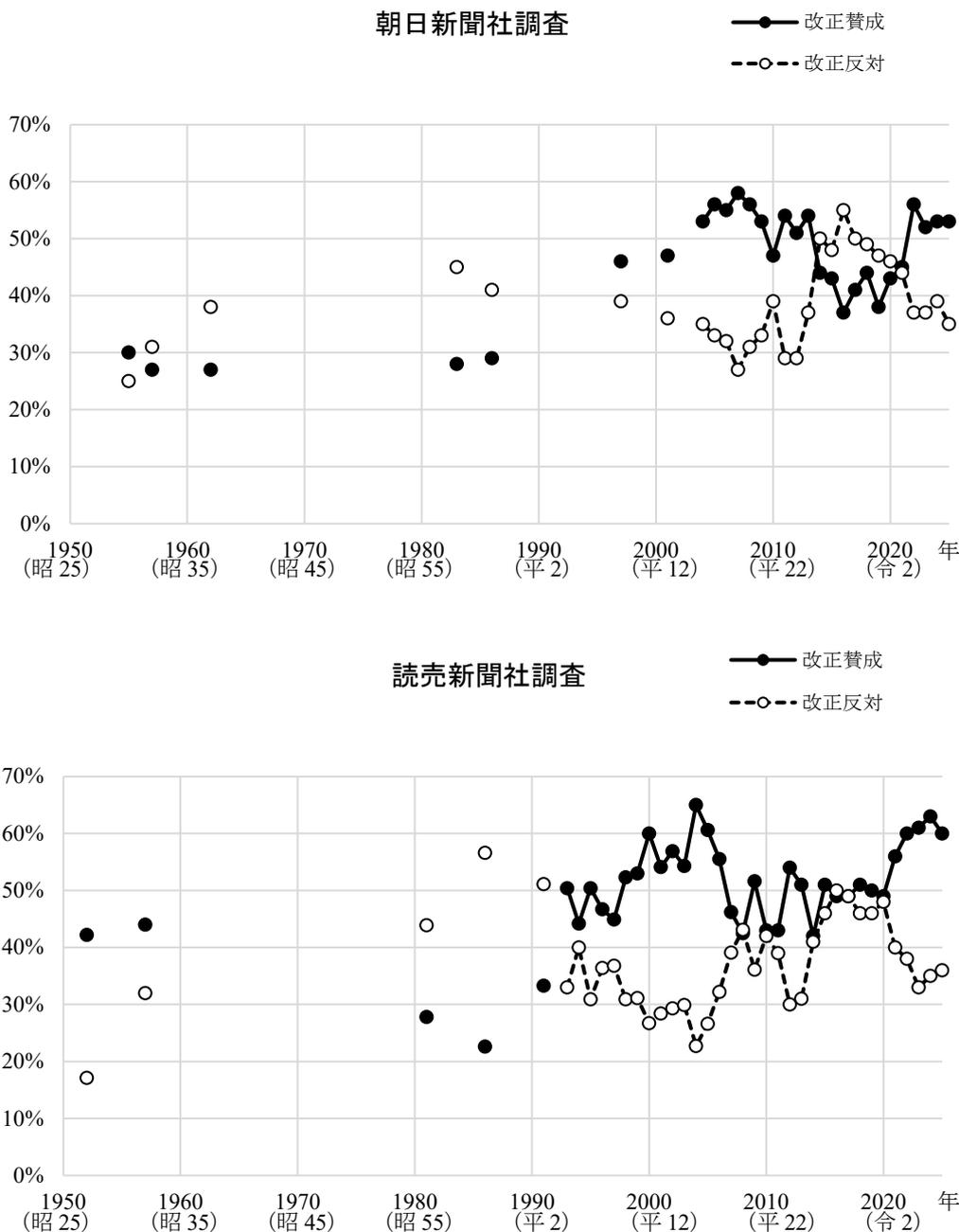
<sup>55</sup> 個別の論点として、自衛権・自衛隊の明記、「新しい人権」規定の導入等が挙げられている(同上, p.292)。

<sup>56</sup> 「改憲不要48% 必要43% 本社世論調査」『朝日新聞』2015.5.2; 同上, pp.30-37.

<sup>57</sup> 境家 同上, pp.86-87.

<sup>58</sup> 同上, p.302.

図3 憲法改正の賛否の推移（朝日新聞社と読売新聞社の世論調査結果）



(凡例) 連続して数値を採取できた年間は線をつないでいる。朝日新聞社の質問文は、「現在の日本の憲法は、改正する必要があるという意見と、改正する必要があるという意見とがあります。あなたはどちらの意見に賛成ですか。」(1955, 1957, 1962年)、「あなたは、いまの憲法を改正することに賛成ですか。反対ですか。」(1983, 1986年)、「憲法全体をみて、いまの憲法を改正する必要があると思いますか。改正する必要はないと思いますか。」(1997, 2001, 2004-2012年)、「いまの憲法を変える必要があると思いますか。変える必要はないと思いますか。」(2013-2025年)。読売新聞社の質問文は、「憲法を改正すべきだという意見と、改正すべきでないという意見がありますが、あなたは改正に賛成ですか反対ですか」(1952年)、「あなたは、憲法を改正した方がいいと思いますか、それともいまのままの方がいいと思いますか。」(1957年)、「今の憲法を、改正する方がよいと思いますか、改正しない方がよいと思いますか。」(1981, 1986, 1991, 1993-2025年)。なお、これらの質問文の一部は、年によって表現に若干の違いがある(読点の有無、語句の省略等)。  
 (出典) 『朝日新聞』及び『読売新聞』の各年の世論調査結果を基に筆者作成。作成には両紙のデータベース(「朝日新聞クロスサーチ」及び「ヨミダス」)等を用いた。

## 2 近時の世論調査結果

令和7(2025)年に行われた憲法に関する主な世論調査結果のうち、改正の賛否、議論の活発化、検討項目・改正項目と、優先して取り組んでほしい政策課題(諸政策課題における憲法改正の優先度)に係るものは、表3のとおりであった。また、個別の世論調査結果について、調査を行った新聞社等は例えば以下のような見解を示している。

- ①(改憲意識の高まりについて) 漠然とした先行きへの不安ではないか。例えばウクライナの戦争、パレスチナ情勢、台湾の問題などメディアからの情報の影響がある。また、近年は憲法における同性婚の位置付けなど、リベラル派の中にも憲法改正の必要性を訴える声がある。そうした状況が改憲意識を高めている可能性がある<sup>59</sup>。
- ②(読売新聞社の調査では) 憲法改正に賛成する人がここ数年、多数を占めている。我が国を取り巻く社会や安全保障などの環境が大きく変化していることが背景にあると見られる<sup>60</sup>。
- ③憲法改正について、高齢層は自衛隊や国会など国の在り方をめぐる問題を想起するが、若年層は生活に密着したテーマ(大学などの無償化、同性婚等)を思い浮かべる傾向がある<sup>61</sup>。
- ④憲法改正をめぐる国民の意識は複雑である。一般論として是非を問うと、肯定派が若干多い傾向が近年は浮かぶ。ただし、改憲は優先度の高い課題とみなされていない<sup>62</sup>。

表3 憲法に関する近時の世論調査結果

改正の賛否		
朝日新聞社 (2025.2.25~4.9)	「いまの憲法を変える必要があると思いますか。変える必要はないと思いますか。」	「変える必要がある」53% 「変える必要はない」35%
共同通信社 (2025.3.4~4.14)	「あなたは、憲法を改正する必要があると思いますか、改正する必要はないと思いますか。」	「改正する必要がある」27% 「どちらかといえば改正する必要がある」43% 「どちらかといえば改正する必要はない」19% 「改正する必要はない」7% 「無回答」4%
読売新聞社 (2025.3.10~4.16)	「あなたは、今の憲法を、改正する方がよいと思いますか、改正しない方がよいと思いますか。」	「改正する方がよい」60% 「改正しない方がよい」36% 「答えない」3%
産経新聞社・FNN (2025.3.22~23)	「憲法改正に賛成か」	「賛成」59.0% 「反対」29.9% 「他」11.1%
毎日新聞社 (2025.4.12~13)	「憲法改正についてお尋ねします。石破首相の在任中に憲法改正を行うことに賛成ですか。」	「賛成」21% 「反対」39% 「わからない」39%
日本世論調査会(注) (2025.6.17~7.28)	「あなたは、現在の日本の憲法をこのまま存続させるべきだと思いますか、それとも変えるべきだと思いますか。」	「このまま存続させるべきだ」60% 「変えるべきだ」36% 「無回答」5%
議論の活発化		
共同通信社 (2025.3.4~4.14)	「あなたは、国会で憲法改正を巡る議論を急ぐ必要があると思いますか、急ぐ必要はないと思いますか。」	「急ぐ必要がある」48% 「急ぐ必要はない」50% 「無回答」2%
読売新聞社 (2025.3.10~4.16)	「あなたは、各政党が、憲法に関する議論をもっと活発に行うべきだと思いますか、そうは思いませんか。」	「もっと活発に行うべきだ」74% 「そうは思わない」24% 「答えない」2%

<sup>59</sup> 「改憲「賛成」最多の68% 護憲派は3割切る」『日本経済新聞』2025.3.3(江藤祥平一橋大学大学院法学研究科教授のコメント部分)。記事によれば、調査自体は令和6(2024)年に行われている。

<sup>60</sup> 「安保環境変化は「脅威」 本社世論調査」『読売新聞』2025.5.3。

<sup>61</sup> 「改憲テーマ 関心に差 高齢層「自衛隊」 若年層「同性婚」など 本社世論調査」『毎日新聞』2025.5.3。

<sup>62</sup> 「社説 戦後80年 憲法のこれから 国民が議論を取り戻す時」『毎日新聞』2025.1.20。

議論の活発化（続き）		
読売新聞社 (2025.3.10～4.16)	「石破首相の在任中に、国会で憲法改正の議論が進むことを、期待しますか、期待しませんか。」	「期待する」26% 「期待しない」72% 「答えない」2%
検討項目・改正項目		
共同通信社 (2025.3.4～4.14)	「憲法に関し、あなたが国会で議論してほしいテーマは何ですか。優先度の高いものを三つまでお答えください。」	「社会保障などの生存権」35% 「憲法9条と自衛隊」31% 「大災害時などの緊急事態」31% 「デジタル社会での人権」24% 「教育」21% (上位5件)
読売新聞社 (2025.3.10～4.16)	「日本の憲法について、とくに興味を持っているものを、いくつでも選んでください。」	「戦争放棄、自衛隊の問題」49% 「教育の問題」33% 「環境問題」31% 「天皇や皇室の問題」30% 「緊急事態への対応の問題」28% (上位5件)
読売新聞社 (2025.3.10～4.16)	「日本の憲法について、あなたが、今の条文を改めたり、新たな条文を加えたりする方がよいと思うものを、いくつでも選んでください。」	「健全な財政の維持」37% 「自衛のための軍隊保持」35% 「緊急事態への対応」31% 「良好な環境で生活する権利」30% 「教育の無償化」27% (上位5件)
毎日新聞社 (2025.4.12～13)	「憲法改正を巡り関心のあるテーマは何ですか。賛成、反対いずれの立場でも構いません。（複数回答）」	「自衛隊の明記」42% 「大学などの無償化」22% 「同性による結婚」21% 「2院制のあり方など国会改革」21% 「関心がない」20%
優先して取り組んでほしい政策課題（諸政策課題における憲法改正の優先度）		
読売新聞社 (2025.10.21～22)	「高市内閣に、優先して取り組んでほしい政策や課題を、次の中から、いくつでも選んでください。」	「物価高対策」92% 「年金など社会保障」74% 「外交や安全保障」71% ⋮ 「憲法改正」29% (上位3件)
共同通信社 (2025.10.21～22)	「あなたは、高市早苗首相が最も優先して取り組むべき政策課題は何だと思いますか。」	「物価高対策」38.9% 「年金など社会保障」11.7% 「政治とカネ問題」8.1% ⋮ 「憲法改正」2.5% (上位3件)
毎日新聞社 (2025.10.25～26)	「高市内閣に取り組んでほしいことは何ですか。（複数回答）」	「物価対策」84% 「景気対策」64% 「社会保障」53% ⋮ 「憲法改正」18% (上位3件)
産経新聞社・FNN (2025.10.25～26)	「維新が自民との連立政権参加の条件として挙げた政策のうち、政府・与党に最優先で取り組んでほしい政策は」	「2年間限定で食料品の消費税率をゼロにする消費税減税」26.3% 「年金や医療などの社会保障改革」22.3% 「国会議員定数の1割削減」18.2% ⋮ 「憲法改正に向けた条文案の作成や制度設計」4.7% (上位3件)
日本経済新聞社 (2025.12.19～21)	「高市首相に優先的に処理してほしい政策課題は何ですか。次の9個の中からいくつでもお答えください。」	「物価対策」50% 「外交・安全保障」31% 「年金」29% ⋮ 「憲法改正」10% (上位3件)

(凡例) 朝日新聞社 (2025.2.25～4.9)、共同通信社 (2025.3.4～4.14)、読売新聞社 (2025.3.10～4.16) 及び日本世論調査会 (2025.6.17～7.28) の調査は、いずれも全国の有権者から無作為に3,000人を選び、郵送方式で実施 (有効回答は2,000前後)。毎日新聞社の調査は、NTTドコモが運営するdポイントクラブの会員約700万人から無作為に抽出した者のスマートフォンにメールを配信する方式で実施 (有効回答は2,040前後)。そのほか、無作為に作成した番号に電話をかけるRDD (ランダム・デジタル・ダイヤリング) 方式で実施 (有効回答は約600～1,000)。共同通信社及び日本世論調査会の調査は、『東京新聞』に掲載されたもの。

(注) 日本世論調査会は、共同通信社及びその加盟社で構成される世論調査の全国組織である。

(出典) 「質問と回答」『朝日新聞』2025.5.3; 「「憲法」世論調査の詳報」『東京新聞』2025.5.2; 「質問と回答」『読売新聞』2025.5.3; 「本社・FNN 合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2025.4.22; 「毎日新聞世論調査 質問と回答」『毎日新聞』2025.5.3; 「戦後80年世論調査の詳報」『東京新聞』2025.8.11; 「本社全国世論調査結果」『読売新聞』2025.10.23; 「全国電話世論調査の詳報」『東京新聞』2025.10.23; 「毎日新聞世論調査 質問と回答」『毎日新聞』2025.10.27; 「本社・FNN 合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2025.10.28; 「内閣支持率を追う 日経世論調査全データ」 <<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/cabinet-approval-rating/>> を基に筆者作成。